

粉じん障害防止規則等との関連

粉じん障害防止規則等の適用の有無

リフラクトリーセラミックファイバーは、鉱物（人工物を含む）の一種であること、また、耐火物として使用される場合があることから、リフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う業務のうち一部の業務については、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」といいます）別表第1に規定する「粉じん作業」及びじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）別表に規定する「粉じん作業」に該当します。

このため、このような業務については、今回の改正政省令の規定に加えて、粉じん則並びにじん肺法（昭和35年法律第30号）およびじん肺法施行規則の規定が適用されます。

<粉じん則の主な内容>

発散抑制措置、特別教育、休憩設備、清掃、作業環境測定、呼吸用保護具
（詳細は、次頁の整理表を参照）

<じん肺法、じん肺法施行規則の主な内容>

健康管理（じん肺健康診断、管理区分の決定、作業転換）

<健康診断についての留意事項>

- ◆ 上記のような場合、**特化則に基づく健康診断の規定及びじん肺法に基づくじん肺健康診断**（以下「じん肺健康診断」といいます）の規定の両方が適用され、それぞれの健康診断を実施しなければなりません。

ただし、これらの健康診断の検査項目のうち次の項目は同一の検査であることから、特化則に基づく健康診断とじん肺健康診断を同時期に行う場合には、**これら2つの健康診断でエックス線写真を共用することができます。**

ア 特化則健康診断の「胸部のエックス線直接撮影による検査」

イ じん肺健康診断の「エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう）による検査」

- ◆ なお、特化則に基づく健康診断とじん肺健康診断では実施頻度が異なり、前者は6月以内ごとに1回であるのに対し、後者はじん肺管理区分等に応じて3年以内ごとに1回又は1年以内ごとに1回であるのでご注意ください。

粉じん障害防止規則との整理表

粉じん則 条文		規制内容	別表第1 (粉じん作業)				
			リフラクトリーセラミックファイバー製造・取扱作業に関連するもの ○6号、8号、19号 など				
			別表第2 (特定粉じん発生源、 特定粉じん作業)	特定粉じん作業以外の粉じん作業			それ以外の作業
リフラクトリーセラミック ファイバー製造・取扱作業 に関連するもの ○5号、6号、8号 など	別表第3 (呼吸用保護具を使用すべき作業)			それ以外の作業			
		屋内	屋内	屋外	屋内	屋外	
4	い づ れ か の 措 置	湿潤な状態に保つための措置	△/(特)	(特)		(特)	
		密閉する設備	△/特	特		特	
		局所排気装置	○/特	特		特	
		プッシュプル型換気装置	△/特	特		特	
5	全体換気装置		○/(特5)		○/(特5)		
10	除じん装置	△/特	特		特		
22	特別の教育	○					
23	休憩設備	○/特	○/特	○/特	○/特	○/特	
24	清掃	○/特	○/特	特	○/特	特	
26 26の2	作業環境測定および評価	○/特	特		特		
27	呼吸用保護具の使用	特(※)	○/特(※※)	○/特(※※)	特(※)	特(※)	
【安衛則】	計画の届出	△/特	特		特		
【特化則】	健康診断	特	特	特	特	特	
【じん肺法】	健康管理(じん肺健康診断等)	○	○	○	○	○	

- 【注】 1 ○は適用あり、△は一部の作業・設備について適用あり
 2 「特」は、特化則の適用を受ける場合あり
 3 「(特5)」は、特化則第5条第1項ただし書を適用して同条第2項の対応を行う場合に限り適用あり
 4 「(特)」は、一部の作業(特化則第38条の20第2項各号の作業)について適用あり
 5 (※)は、呼吸用保護具の備え付けの義務
 6 (※※)は、呼吸用保護具の備え付けの義務及び一部の作業について使用の義務

<別表第1>

- 6 岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業(第13号に掲げる作業を除く)。
ただし、火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業を除く。
- 8 鉱物等、炭素原料またはアルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業(第3号、第15号、第19号に掲げる作業を除く)ただし、水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業を除く。
- 19 耐火物を用いて窯、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いた窯、炉等を解体し、若しくは破碎する作業

<別表第2>

- 5 別表第1第6号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、岩石又は鉱物を動力(手持式または可搬式動力工具によるものを除く)により裁断し、彫り、又は仕上げする箇所
- 6 別表第1第6号又は第7号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、または岩石若しくは鉱物を彫る箇所
- 8 別表第1第8号に掲げる作業についての粉じん発生源のうち、屋内の鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力(手持式動力工具によるものを除く)により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所

<別表第3>

- 4 別表第1第6号に掲げる作業のうち、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業
- 5 別表第1第6号又は第7号に掲げる作業のうち、屋外の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る場所における作業
- 7 別表第1第3号又は第8号に掲げる作業のうち、屋内又は坑内において、手持式動力工具を用いて、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを破碎し、又は粉碎する作業
- 14 別表第1第19号から第20号の2までに掲げる作業

改正内容に関する通達・資料はこちら

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121.html>

厚生労働省 特定化学物質

条文の参照は、電子政府の総合窓口（e-GOV）法令データ提供システム

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

e-GOV

お問い合わせ先 都道府県労働局または労働基準監督署

所在案内：

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

労基署 所在案内